

第2章 史跡上之国館跡を取り巻く環境

上ノ国町は、北海道南西部の渡島半島日本海側の檜山地方に所在する（図 2-1）。町の面積は 547.71 km²で、そのうち約 92%がブナ、ヒノキ、スギ、トドマツなどの山林に占められている。集落は、二級河川である天の川河口周辺の沖積平野に位置する上ノ国地区（「中央」）と日本海に面した長さ 30 kmに及ぶ急な段丘崖が迫る海岸線沿いに営まれている。主な交通路は、海岸線を走る国道 228 号と山間部を通る道道 5 号江差木古内線で、南は松前町・福島町、東は知内町・木古内町、北は厚沢部町・江差町に接し、西は日本海に面する。檜山地方の地名は、「檜(ひ)」が「ひのき」を表し、かつてこの地域一帯にヒノキアスナロが生い茂っていたことに由来する。

町名は、15 世紀頃に北海道の日本海側を上ノ国(かみのくに)、太平洋側を下ノ国(しものくに)と称し、勝山館によって日本海・北方交易の拠点として栄えたこの地に上ノ国の名前が残ったとされる。近年では、阿吽寺(松前町)の住職の記録『松前年代記』で勝山館跡の周辺を「神ノ国」と記述し、「神」がアイヌ語の「カムイ(kamuy)」という意味であることからアイヌと和人が信仰する聖なる山(=夷王山)の麓の土地として、「かみのくに」の名称がアイヌ語に由来する可能性も歴史構想で指摘されている。

町内には、史跡上之国館跡を初めとする中世以降の和人やアイヌに関わる文化財が点在し、近世の建造物である上國寺本堂(重要文化財)、旧笹浪家住宅(重要文化財)、砂館神社(道指定有形文化財)、上ノ国八幡宮本殿(道指定有形文化財)が所在するなど、北海道内でも古い文化財が多い地域となっている。



図 2-1 上ノ国町 全図

第1節 自然的環境

三館が立地する天の川河口は、大きく南に湾入する入り江の最奥部に位置し、幾度も洪水や氾濫を繰り返しながら河口や下流域の各処に蛇行の痕跡を残している。その支流の目名川は、伏流水の湧き出る沼沢や谷地から南下し、天の川河口部に合流する。

昭和 23 年(1948)の米軍写真では、洲崎館跡の南岸において大きく西側に蛇行した目名川の流路を確認することができる。その右岸には海岸に沿って砂丘列が発達し、砂丘によって被覆された砂州の尖端が天の川河口へと続く（図 2-3）。

また、花沢館跡及び勝山館跡は、階段状にみられる海成段丘に立地し、それらを曲輪として巧みに利用している。洲崎館跡は、標高約 12m の海岸砂丘上に立地している。



图 2-2 中迹上之国馆迹 航空写真 (H24 年撮影)

1. 史跡上之國館跡

史跡上之国館跡のうち花沢館跡が蠣崎季繁によって最初に築かれている。その後、武田信広が洲崎館跡、勝山館跡を築いている。

正保3年(1646)に浄書された松前家の歴史書『新羅之記録』によれば、蠣崎季繁が若狭国の出身、武田信広も若狭武田氏の出自とする。

一方、近年では蠣崎季繁が下半島の蠣崎湊（むつ市川内町）の豪族であることが想定され、武田信広も同じく蠣崎出身で季繁を追って上ノ国へ来たことが指摘されている（石井 2002『中世のかたち』）。

また、『新羅之記録』の長祿元年(1457)の記述では、今の函館市から上ノ国町を結ぶ海岸近くに十二の中世城館があったとされる。これらは「道南十二館」と呼ばれ、現在、その所在を確認できるのが志苔館(函館市)、茂別館(北斗市)、穂内館(福島町、昭和48年(1973)に工事で消滅)、大館(松前町)、比石館(上ノ国町)、花沢館(上ノ国町)の6つである。そのうち、穂内館と比石館以外は史跡指定されている。

その館主は、安藤氏の通字である「季」を冠する者が多く、本州から渡来した下国安藤氏関連の「和人」と考えられている。

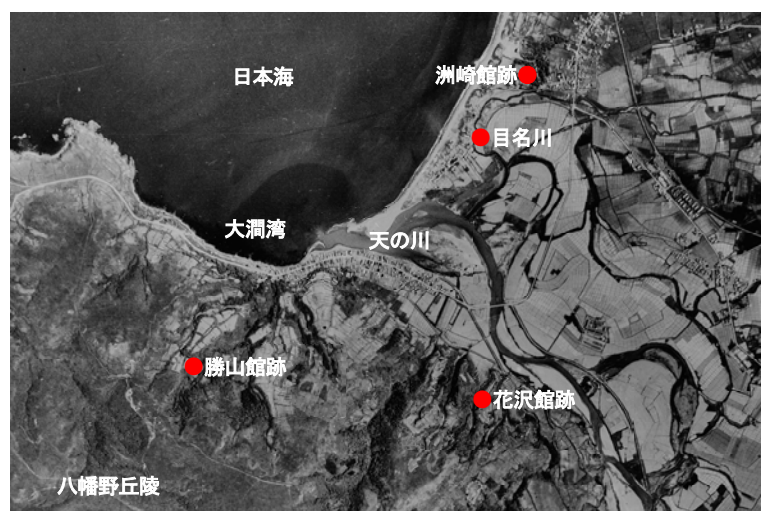


図 2-3 昭和 23 年米軍撮影航空写真 (国土地理院)



図 2-4 道南十二館 位置図

下国安藤氏は、十三湊遺跡（青森県五所川原市）を拠点として日本海交易を一手に担うとともに、夷島への流刑者管理に従事していたが、永享4年（1432）に南部氏の攻撃を受け夷島に退去する。一時は室町幕府の仲裁で十三湊に復帰したものの、嘉吉3年（1443）、南部氏によって小泊の柴崎城から再び夷島へ敗走させられている（『満濟准后日記』『新羅之記録』）。

その後、『新羅之記録』の康正2年（1456）の記事から茂別館周辺に居たとされる安藤師季（後の政季）が秋田に拠点を持つ湊安東氏の要請で小鹿島（男鹿半島）に渡海する際、「松前」（大館館主安藤定季）、「上之国」（花沢館館主蠣崎季繁）、「下之国」（茂別館館主安藤家政）に守護を置いたとされ、これがいわゆる「松前」「上之国」「下之国」の「三守護体制」と呼ばれてきた（図2-4）。

安藤定季の出自について、『新羅之記録』では不明とされていたが、阿吽寺（松前町）住職が残した『松前年代記』（寛文年間）によれば、下国安藤氏惣領家の家督継承権を持つ康季の二男であったことがわかる。そのため、「上之国」の蠣崎季繁が下北半島の蠣崎湊を拠点とする豪族、「下之国」の安藤家政が下国安藤氏傍系の潮潟家出身を考えると、道南十二館の和人社会惣領家である「松前」の安藤定季を頂点とする「一守護体制」であったと思われる。

康正2年（1456）の和人に鍛冶職人がアイヌの青年を刺殺した事件に端を発し、翌年に起こった「コシヤマインの戦い」で「上之国」の花沢館跡、「下之国」の茂別館跡を残して「道南十二館」のうち、10館が陥落したという。この争いを収束させることに成功した武田信広は、その功績が認められ蠣崎家の娘婿として家督を継ぎ、同年に洲崎館跡を天の川北岸に築いたとされる。

さらに、信広は洲崎館跡成立から10数年経過した文明2年（1470）頃、天の川南岸に勝山館跡を築き、北方日本海交易の拠点としている。永正11年（1514）、家督を継いだ2代光広は松前の大館へと本拠を移し、勝山館跡に城代を置き、大館（本城）と勝山館跡（支城）の2館体制で夷島を統治する（表2-1）。

慶長4年（1599）には、5代慶広が姓を「蠣崎」から「松前」に改め、同9年（1604）に慶広が徳川家康より黒印状を賜り、松前藩が成立する。勝山館跡は、終末年代を示す志野焼（大窯4）や唐津焼（胎土目段階）の出土から16世紀末～17世紀初頭を下限としている。

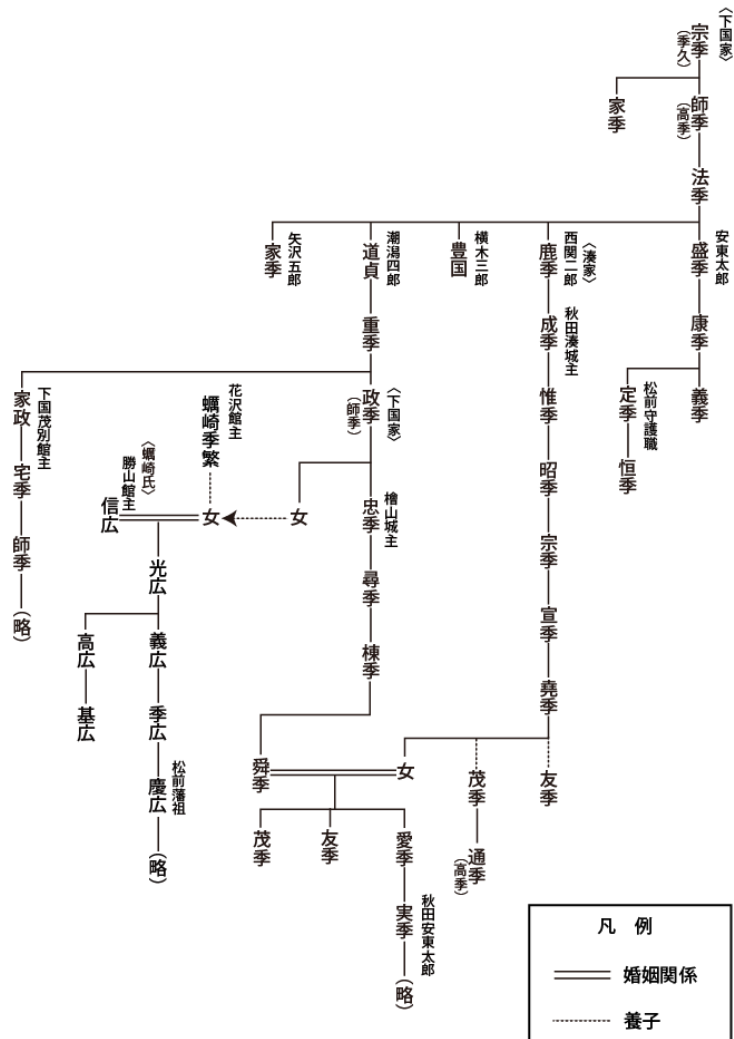


図2-5 安藤（東）氏・蠣崎氏 略系図
（『下国系図』『松前年代記』『新羅之記録』を参考に作成）

表 2-1 史跡上之国館跡消長表

時代区分	鎌倉	室町	安土桃山	江戸
年代	1300	1400	1500	1600
花沢館跡 (蠣崎季繁)		(1432 ~ 1462 年頃)		
洲崎館跡 (武田信広)		(館築城以前の集落)	(1457 ~ 1500 年初頭)	
勝山館跡 (武田信広)			(1470 ~ 1600 年頃)	

2. 史跡上之国館跡の歴史的建造物と周辺の遺跡

史跡上之国館跡のうち洲崎館跡と勝山館跡の史跡指定地内には、近世の歴史的建造物である砂館神社（本殿・拝殿）、上ノ國八幡宮（本殿・拝殿）、夷王山神社、旧笹浪家住宅（主屋・米蔵・文庫蔵・土蔵）、上國寺本堂が所在している。また、史跡周辺には旧石器時代から江戸時代の遺跡が約 27 箇所確認され、連綿とした人々の営みが行われていたことを示している（図 2-6）。

・砂館神社本殿（道指定有形文化財）

洲崎館に居した武田信広が、寛正 3 年（1462）に館の北に毘沙門堂を創立したのが縁起という（『福山秘府』所収）。

その後、蠣崎家 4 世季広が、勝山城代基広（季広の従兄弟）の陰謀露見は毘沙門天の加護によるとして、天文 18 年（1549）に新堂を造営したことが『新羅之記録』にみえる。

安永 7 年（1778）12 月に社殿は焼亡し、女奈邑長（めなむらのおさ）は失火の責めを怖れて自殺した。当時の藩主道広はただちに造営に着手し、翌々安永 9 年（1780）6 月、現在地に本殿並びに拝殿が落成した。

藩政期には、館神八幡宮（現在の上ノ國八幡宮）、医王山薬師堂（現在の夷王山神社）とともに上ノ国三社と呼称された。明治 4 年（1871）、神仏分離の際に砂館神社と改称している。現本殿は、神明造から発展した形式の一間社流造で、構造が切妻造・平入、屋根が銅板葺である。昭和 60 年（1985）3 月 30 日に道有形文化財指定。



写真 2-1 砂館神社 本殿

・上ノ國八幡宮本殿（道指定有形文化財）

『松前年代記』によれば、文明 5 年（1473）に「神之国館之内、建立八幡宮」とある。創建当時は、勝山館跡の主郭の最奥部のもっとも高いところにあつて、「館神」もしくは「館神八幡宮」と呼ばれていた。

現在の本殿は、細部意匠等から宝暦 8 年（1758）の建立とされる上國寺本堂と同時期かやや遡ることが推測されたため、『福山秘府』の「元禄 12 卯年（1699）造替」に合致するものとされる。

明治 9 年（1876）、八幡宮の社格は郷社となり、それに伴って勝山館跡の最奥部から現在地に遷され、大蔵鯨伝説で知られる若宮社を合祀した。



写真 2-2 上ノ國八幡宮 本殿

八幡宮の拝殿は、弘化2年（1845）に建立された江差の正覚院金毘羅堂を明治9年（1876）に移築したものである。入母屋造りの棧瓦葺、正面に軒唐破風のある1間向拝を付ける。組物は拳鼻付三斗組、中備に臺股をあげる。向拝廻り及び拝殿正面の臺股、頭貫などに彫刻装飾を多用した幕末期における北海道を代表する建築の一つである。神社蔵の絵図によると、本殿は移築当初石積の壇上に建てられたことが判明し、昭和10年（1935）頃に覆屋内へ安置されたという。平成29年（2017）3月31日に道有形文化財指定。

・夷王山神社

夷王山頂上の三方に築かれた土塁内に社殿が建ち、松前藩主の社参や代参はこの社を最後に参詣するを常例としていた。

寛政元年（1789）、太田権現参詣の帰途に上國寺へ逗留していた菅江真澄は、「医王山の頂にのぼれば、さゝやかなの鳥居あり。ちいさき祠の中にある石のひさごかたの面に、三のみかたしろあり。そが中は薬師ぶち、左に、みぐし十あまり一つのぼさち、右には、ほこつるぎをもたまへる地藏尊を、ひとつにつくりそへて、この、みつのほとけのあはひに、「医王山頭陀寺、永禄七年三月」とのみ、けちのこりたり。むかしの寺あとならんことをしられ、花見が館の栄えたる、いにしへを偲ぶ。』（『蝦夷喧辞弁』）と書き残し、永禄7年（1564）に寺跡が残っていたことを伝える。

新田千里編の『松前家記』（明治13年）は「後世夷王を誤り医王に作る。」としたが、『福山秘府』は由緒や造営の年号等は不分明としながらも、「医王山薬師堂」と書き、延宝2寅年（1674）と元禄5申年（1692）に造替されたと記録する。

また、安政5午年（1858）の記録を書き写した『笹浪氏諸留』（笹浪兵太郎筆）は、本社の規模が間口3尺奥行3尺で、鳥居が建ち、「開基永禄元午年（1558）奉造立」と記し、「医王山」と書く。そのため、創立当初は「医王山」であったと思われる。社名を夷王山神社、祭神を武田信広としたのは、明治26年（1893）に子爵松前修広が北海道長官に申請して許可を得たと『上ノ国村史』に記されている。

・上國寺本堂（重要文化財）

上國寺本堂は、初代松前藩主松前慶広が始祖の武田信広の菩提を弔うために開創したと伝わる古刹である。開創の時期は諸説あるが、江戸時代後期の『蝦夷喧辞弁』や『西蝦夷日記』は、永禄年間（1558～70）とする。当初は真言宗に属していたが、江戸中期の延宝年間に浄土宗へ改宗し、現在に至っている。建物の規模は、桁行11.3m、梁間13.1mの入母屋造で日本海側を正面とする。

本堂は、各柱筋に虹梁を多用するなど浄土宗本堂として発展した形式をよく表している。正面の縁は内部に取り込み、また窓等の開口部を少なくするなど寒冷地の工夫もみられ、虹梁の絵様等の細部意匠にも特色を持つ。内陣天井の支輪には、「寶暦八寅年（1758）」の墨書があり、細部の様式から北海道における18世紀に遡る数少ない仏堂建築として貴重であるとされる。平成5年（1993）に重要文化財指定。



写真 2-3 夷王山神社



写真 2-4 上國寺 本堂

・旧笹浪家住宅（重要文化財）

旧笹浪家住宅(主屋)は、天保9年(1838)に没した能登屋笹浪家の5代目久右衛門が建てたと伝わる。初代久右衛門は、能登国笹波村の出身で松前福山へ享保年中(1716～1735)に渡り、安政4年(1857)に家の土台替え、翌5年(1858)に屋根の葺替えを行ったことを記した『家督普請扣』(附指定)が残っており、19世紀前半、北海道最古の民家建築と言われている。また、主屋は北海道の日本海沿岸に今も残るニシン番屋建築の原型と評価される。



写真 2-5 旧笹浪家住宅（主屋）

主屋は、桁行 15.9m、梁間 11.9m とやや規模が大きく、切妻造の屋根の棟は海に面している。棟筋は梁間の中央よりも南寄りとし、北側の軒を低くして北風に備えるのに対し、採光を取り入れるために南側の軒を高くしている。屋根の柱材はヒノキアスナロで、柱が飛ばないように大風でも転ばぬ大石を置く。解体調査では、主屋の縦板壁の表面に、防寒効果を高めるため張り付けたヒノキアスナロの樹皮が残存していた。主屋の柱や梁などの建築材もヒノキアスナロと判明している。

また、旧笹浪家住宅主屋から上ノ國八幡宮本殿の参道を挟んだ位置に米蔵・文庫蔵、土蔵（いずれも重要文化財）が隣接する。平成4年（1992）1月21日に主屋と土蔵が重要文化財指定。

・旧笹浪家住宅附属米蔵・文庫蔵（重要文化財）

米蔵・文庫蔵の建築年代は、北室裏白戸に刻まれたヘラ書きにより嘉永元年（1848）とされる。建物の規模及び構造は、桁行 9.09m、梁間 5.45m で中央を二分し、板敷の南室を米蔵、北室を文庫蔵とする。米蔵は吹抜けで文庫蔵を2階建てとし、当初の文庫蔵に階段は無く、2階床板の一部を取外して昇降口としていた。



写真 2-6 旧笹浪家住宅（米蔵・文庫蔵）

屋根は、野地板に樺茸を施し、その上に葺土を塗り重ねて漆喰で仕上げている。また、登梁を載せて小屋を組み、棧瓦葺きとしたいわゆる置屋根型式である。

明治18年（1885）には、隣接する土蔵をサヤ付で建設した際に、現在のように石垣を正面（東向）に築き、腰廻に貼石を張り、さらに北妻側の螭羽をサヤ南側妻に被せ、土蔵と米蔵・文庫蔵双方の屋根を一体化させた。

大正後期から昭和初期にかけては米蔵の1階床を撤去し、ドマとした。また、2階を設けて両室の行き来が出来るように間仕切壁の西より第2間を出入口とし、1階文庫蔵の南東隅に階段を設けた。側腰廻りでは、貼石の表面を人造石洗い出し仕上げとした。

その後、米蔵・文庫蔵は使用されなくなり、南側半分の屋根の腐朽によって落下し、大壁も崩れて軸部が露出して雨曝しの状態となっていた。

そのため、各部材の腐朽も著しく、構造的にも非常に不安定で崩壊寸前であったが、平成12年度（2000）の史跡等活用特別事業（ふるさと歴史の広場）の中で歴史的建造物として復元することとなり、平成13～14年度（2001～2002）に組立復元工事を実施している。

創建当初の姿に復原された米蔵・文庫蔵は、勝山館跡後方の夷王山山頂付近の勝山館跡ガイダンス施設と対をなす形で館跡直下の上ノ国市街地遺跡や旧笹浪家の民俗資料の展示施設として活用されている。平成30年（2018）12月25日に重要文化財指定。

第3節 社会的環境

1. 人口の現状と推移

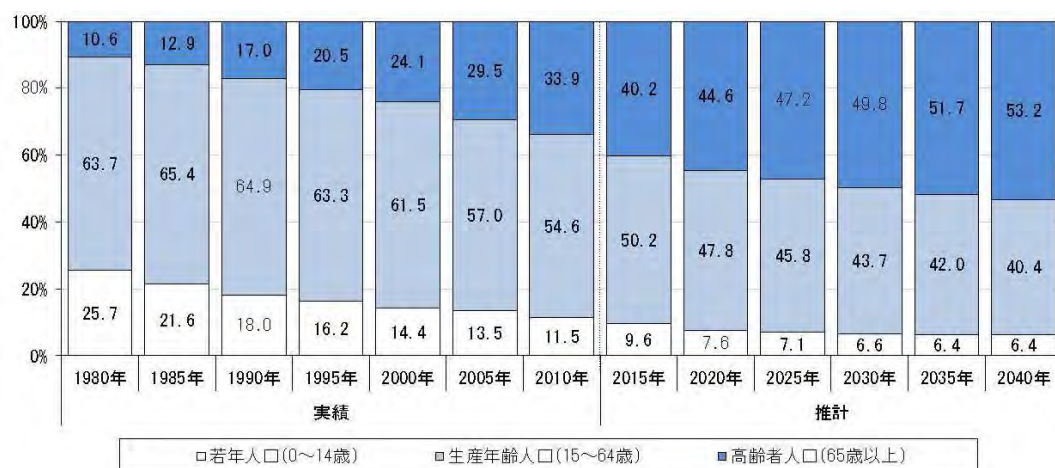
上ノ国町の人口は、令和2年（2020）2月末において4,702人（男性2,192人、女性2,510人）で年間100人以上のペースで減少し、令和22年（2040）の推計値で2,409人まで落ち込むことが予想されている（グラフ2-1）。人口減少の主な理由は、自然減に対して若者世代の進学や就職による流出が大きな要因となっている。

年齢3区分別人口の推計では、令和2年（2020）における高齢者人口（65歳以上）の割合が44.6%であり、全国平均の28.9%を大きく上回っている（グラフ2-2）。

また、令和2～7年（2020～2025）に高齢者人口が生産年齢人口（15～64歳）を上回ることが予想されており、働き場所の確保及び各分野において生産性の向上が求められている。



グラフ2-1 上ノ国町の年齢3区分別人口の推移（『上ノ国町人口ビジョン』2016年より転載）

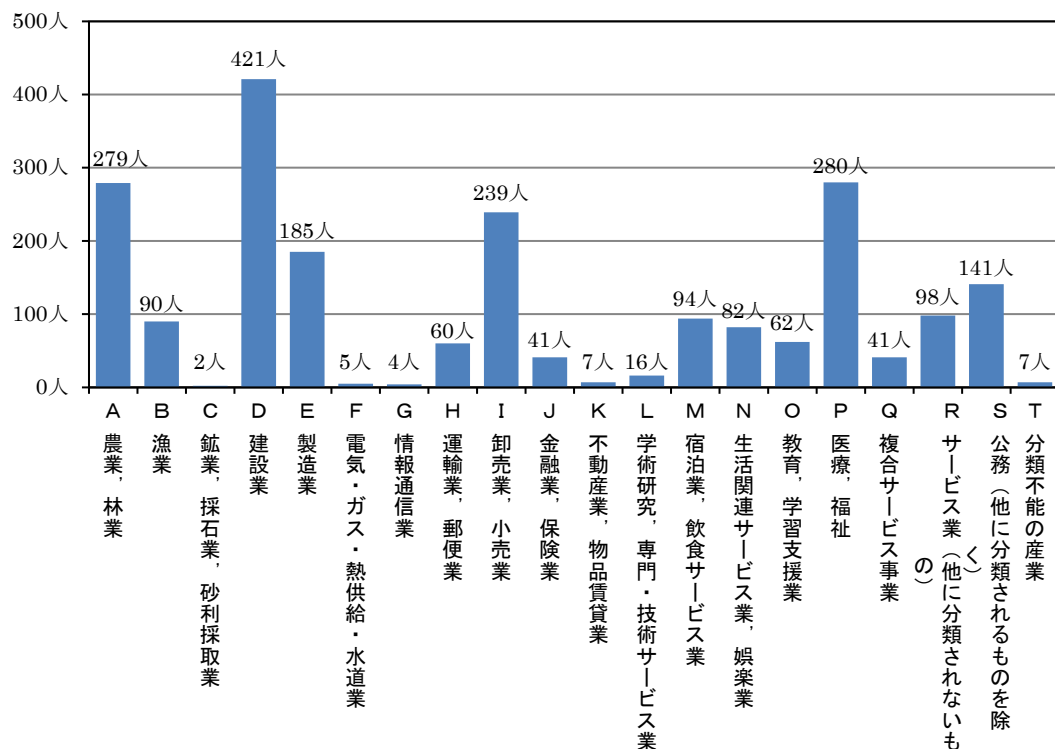


グラフ2-2 上ノ国町の年齢3区分別人口割合の推移（『上ノ国町人口ビジョン』2016年より転載）

2. 産業

平成27年度（2015）国勢調査の成果によると、上ノ国町の平成27年（2015）における15歳以上の産業別就業者数は、2,147人（A～Sの合計）のうち第1次産業（A、B）に369人（17.2%）、第2次産業（C～E）に608人（28.3%）、第3次産業（F～S）に1,163人（54.2%）、分類不能（T）に7人（0.3%）が従事する（グラフ2-3）。北海道全体では第1次産業（7.0%）、第2次産業（16.9%）、第3次産業（70.6%）、分類不能（5.5%）となっており、それらと比較すると上ノ国町では第1・2次産業が多くなっている。

農業は「山方面」や「海方面」の木ノ子地区で行われ、漁業が「海方面」の汐吹地区や小砂子地区で盛んに行われている。



グラフ 2-3 15 歳以上産業別就労者数（平成 27 年度国勢調査就業状態等基本集計【総務省統計局】）

3. 土地利用と現況植生

（1）土地利用（表 2-2、2-3）

花沢館跡は、指定面積 28,839.00 m²と三館の中で最も狭小で、公有地が全体の約 1.8%にとどまり、指定面積の約 67%が社寺有地となっている（表 2-2・図 2-9）。

洲崎館跡は、指定面積 58,245.88 m²のうち公有地が 75.1%で最も多く、次いで社寺有地が続く。史跡指定地中央には、北村地区の集落を守るべく防風・飛砂防備保安林が約 32,000 m²の範囲で植林され、史跡指定地の 5 割以上を占めている。指定地内には、砂館神社本殿（道指定）が鎮座し、毎年 9 月 2～3 日に例大祭が行われている。また、史跡指定地北東部では北村地区で管理する墓地が所在し、墓の建替えの際には現状変更の手続きが行われている（図 2-10・2-12）。

勝山館跡は、指定面積 353,923.98 m²と三館のうち最も広大な面積を有しており、史跡上之国館跡全体の面積の約 8 割を占めている。公有地は全体の 83.7%で、地目では山林や原野が多くなっている。指定地内には、勝山館跡ガイダンス施設、旧笹浪家住宅主屋（附属土蔵・米蔵・文庫蔵、重要文化財）、上國寺本堂（重要文化財）、上ノ國八幡宮本殿（道指定）が所在する（図 2-13・2-15）。

表 2-2 所有別土地区分

（上段：筆数、下段：m²）

名 称	国有地	町有地	社寺有地	民有地	計
史跡上之国館跡	14	148	27	19	208
	44,477.00	300,622.91	82,790.74	13,118.21	441,008.79
花沢館跡	2	3	2	3	10
	4,037.00	1,254.00	19,295.00	4,253.00	28,839.00
洲崎館跡	1	27	9	14	51
	437.00	43,294.77	9,204.90	5,309.21	58,245.88
勝山館跡	11	118	16	2	147
	40,003.00	256,074.14	54,290.84	3,556.00	353,924.05

表 2-3 地目別土地区分

(上段：筆数、下段：㎡)

名称	宅地	畑	牧場	原野	山林	墓地	保安林	境内地	公衆用 道路	雑種地	計
史跡 上之國 館跡	21 6,612.86	52 57,616.25	4 25,402.00	37 149,882.00	37 89,758.00	2 1,810.00	7 4,235.00	9 37,917.00	5 1,461.00	34 65,822.86	208 441,008.79
花沢 館跡		3 3,791.00		4 20,347.00	1 664.00					2 4,037.00	10 28,839.00
洲崎 館跡	13 5,538.99	10 4,966.14		6 38,348.00	3 752.00	2 1,810.00	7 4,235.00		3 111.00	7 1,992.86	51 58,245.88
勝山 館跡	8 1,073.87	39 48,859.11	4 25,402.00	27 91,187.00	33 88,342.00			9 37,917.00	2 1,350.00	25 59,793.00	147 353,923.98

(2) 現況植生

①花沢館跡 (図 2-8)

現況の植生は、花沢館跡の東側と西側の斜面でエゾイタヤとミズナラが優占する落葉広葉樹林となっている。西側斜面には、ウワミズザクラやクリ、ヤマグワなど、東側斜面には、オニグルミやヤマナラシ、アカマツなどが混生する。

また、西側の急峻な谷の斜面には、ハイイヌガヤやオオバクロモジ、エゾツリバナ、ムラサキシキブ、エゾニワトコなどの低木が生育し、クズやサルナシなどのつる植物が繁茂する。

林床にはリョウメンシダやオンダ、サイハイラン、マイヅルソウ、ヤマシャクヤク、エゾタツナミソウなどの他、国道に面した北側斜面にハリエンジュが植栽される。頂上の主郭平坦面では、クロマツの大径木が数本生育する草地となっており、ワラビやエゾノコンギク、クマイチゴなどがみられる。

主郭周辺の林縁には、ヤマブドウやクサフジなどのつる植物がみられる。主郭北側から大正 11 年 (1922) に造成された平坦面の斜面には、昭和 43 年 (1968) に植栽したスギやトドマツ、カラマツの針葉樹と、ミズナラやオオヤマザクラ、コブシなどの広葉樹が生育し、ツタウルシやツルアジサイなどのつる植物が樹木に絡み伸びている。

花沢館跡入口から大手空堀にかけての林床には、ヒトリシズカやオオバナノエンレイソウ、オオウバユリ、キバナノアマナ、タチツボスミレ、ヒカゲスミレ、ツリフネソウ、キクザキイチゲ、エゾノコンギクなどが多くみられる。

②洲崎館跡 (図 2-11)

指定地では、中央の町有地 (字北村 137-1) が大正 11 年 (1922) に防風保安林として指定されたのが嚆矢で、戦後になっても防風や飛砂への対応のため、防風・飛砂防備保安林の指定区域は拡大を続け、保健保安林として兼種指定されている。

この館跡を広範囲に覆う保安林の現況植生は、イタヤカエデ・ギンドロ (ウラジロハコヤナギ) 優占の広葉樹林とイタヤカエデ・オノエヤナギ優占の広葉樹である。

指定地は国道沿いに連坦する住宅地に近接しているため宅地が多く、また宅地の後背や町道沿いには蔬菜用の畑地が広がり、館跡西端の崖下は海浜地となっている。

また、砂館神社参道入口の東側の字北村 (93~95) は、未舗装であるが神社参拝などの駐車場として利用されている。

③勝山館跡 (図 2-14)

戦後まもない昭和 23 年 (1948) の米軍撮影の航空写真に見られるように、畑地は館跡の平坦面や寺の沢川の左岸、宮の沢川の右岸に分布しており、耕作地として開拓利用されていた。現在は耕作放棄地となってお

り、その大部分は上ノ国町が買い上げている。山林は原野に次いで多く、宮の沢川の左岸、上國寺の後背斜面、それに夷王山の北東斜面に分布している。

現況は山林が約 235,949 m²で全体の3分の2を占め、樹種は広葉樹のほか、スギやトドマツが多い。夷王山を中心とした北側斜面は原野化が進み、ススキが群生している。これらは放牧地としての土壌攪乱によって成立したササ草原の代償植生と考えられている。東側には 600 余基の夷王山墳墓群がほぼ6地区に亘って点在する。

また、夷王山周辺は強い冬の季節風が卓越するため、散生するカラマツやイチイは著しい風衝樹形を呈しており、樹林帯造成に不適切な立地環境であることが知られる。その中にあって高木種としてクロマツだけがほぼ正常な樹形を保ちつつ成長している。

夷王山周辺は元来エゾヤマツツジの自生地として知られ、盗採によって個体数が減少したが、現在において比較的良好な生育状況となっている。

なお、指定地内のほぼ中央部には植栽されたトドマツを主としたヒバ・スギ等が混在しており、既に伐期を迎えた針葉樹が分布している。しかしながら、これらは保護樹帯として指定地内の樹林を保護していることも考えられるので、段階的な伐採等の取り扱いが必要である。

ア) 大手～北郭（虎口）周辺の植物

勝山館跡の大手から北郭（虎口）にかけては、エゾイタヤとミズナラを主体とする北日本の海岸段丘斜面の典型的な森林が成立している。

大手の荒神堂跡周辺では、ハリギリ、ホオノキ、カシワ、キハダ、エゾエノキ、イチイの大径木も見られ、春にはコブシの花（花卉の中央脈が赤紫色を帯び、しばしばキタコブシとされる型）が咲き誇る。

林内には、エゾツリバナやハイイヌガヤなどの低木も点在し、特に宮の沢に面した急斜面でハイイヌガヤが広い面積を覆っている。

一方、ササ群落の発達が悪く、荒神堂跡よりも上の斜面ではオクヤマザサなどが局所的に見られる程度である。

また、林床は春植物の宝庫で、5月前半にはエゾエンゴサク、キクザキイチゲ、アズマイチゲ、キバナノアマナ、オオバナノエンレイソウ、エンレイソウ、ユキザサなどが咲き乱れる。

大手の園路付近の湿った場所では、ワサビやニリンソウの群生も観察できる。秋には、オクトリカブトの花を楽しむこともできる。



写真 2-7 キクザキイチゲ

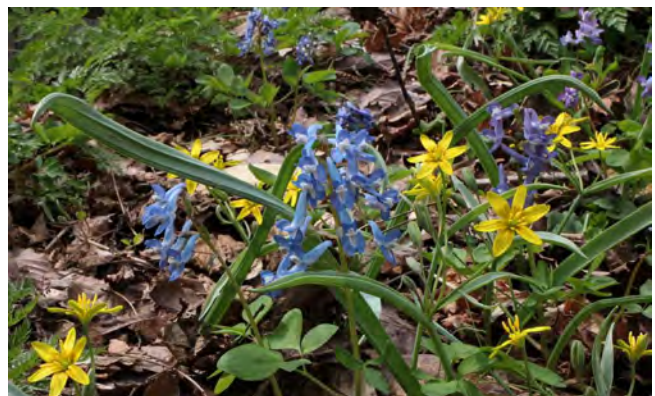


写真 2-8 エゾエンゴサク・キバナノアマナ

イ) 主郭周辺の植物

勝山館跡の主郭を取り囲む急斜面は、一部スギやトドマツの植林となっている部分もあるが、大部分はエゾイタヤとミズナラが優占し、シナノキ、エゾエノキ、オニグルミなどを交える冷温帯落葉広葉樹林に覆われている。

このタイプの林は、海風の影響を強く受ける北海道や本州日本海側の沿岸地域の段丘斜面を特徴づけるものである。勝山館跡から谷を挟んで西側に位置する尾根の急斜面は、同様の林となっているが、傾斜の緩やかな場所で上記の樹木に加えてクリが混じっているのが目立つ。

また、尾根上の草原は、樹木の密度がまばらになると共に、高木ではエゾイタヤとアカマツが目立つようになり、ヤマグワ、ガマズミ、カマツカなどの低木が混在する。

勝山館跡の主郭は、整備されて人工の草地となっているが、周辺では夏になるとオオイタドリやエゾニュウなどの高茎草本が林立する特異な景観が出現する。

これらの草本に混じって、公園として整備される前の土地利用の名残であるモモ、アンズ、アカスグリなどの果樹が今なお見られる。春にはタンポポ類やキバナノアマナ、秋にはエゾノコンギクの花も目立つ。



写真 2-9 ガマズミ



写真 2-10 ヤマグワ

ウ) 夷王山の植物

夷王山山頂の社殿の裏側の一部は、アカマツ、エゾイタヤ、カシワを主体とする林に覆われている。大部分は、主にススキやコウボウ、トダシバの優占する草原となっており、そこにヤマグワ、キツネヤナギ、ガマズミなど様々な低木が点在している。

その中でもヤマツツジは、現在でこそ少なくなったが、かつては山肌が赤く染まるほど多く見られたと伝わる。

草原では、海からの強い風で海岸近くと同様の環境に置かれるため、夏の時期にアサツキ、エゾフウロ、エゾカワラナデシコ、トウゲブキ、ハマイブキボウフウ、一方秋にはそれらに加えてヤマハギ、ツリガネニンジン、アオモリアザミやエゾノコンギク、シラヤマギク、ヤマハハコなどの花を楽しむことができる。



写真 2-11 エゾフウロ



写真 2-12 エゾカワラナデシコ

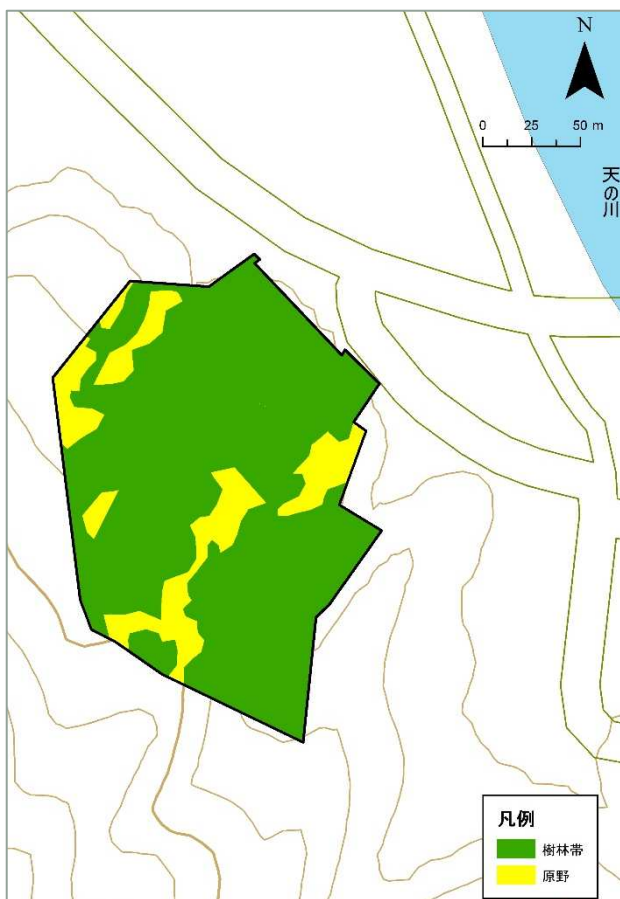


図 2-7 花沢館跡 土地利用状況図

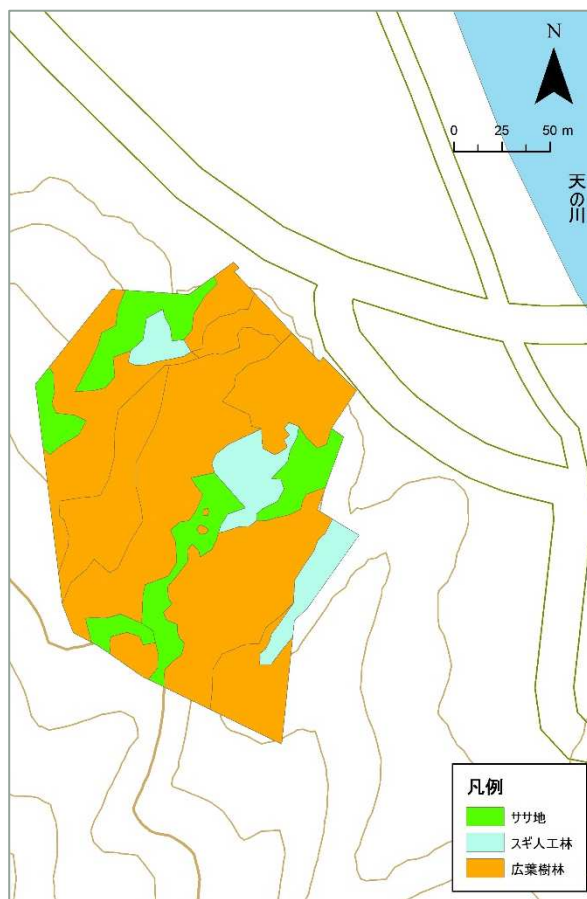


図 2-8 花沢館跡 植生図

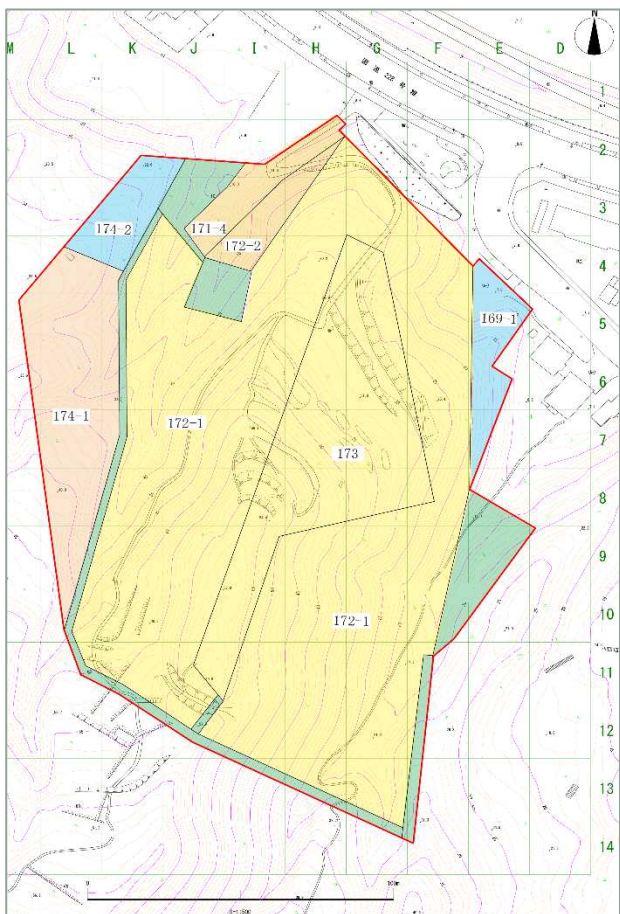
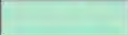
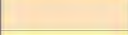


図 2-9 花沢館跡 所有者区分図

凡 例		
	史跡指定範囲	
	国有地	4,037.00 m ²
	町有地	1,254.00 m ²
	社寺有地	19,295.00 m ²
	民有地	4,253.00 m ²
合 計		28,839.00 m ²

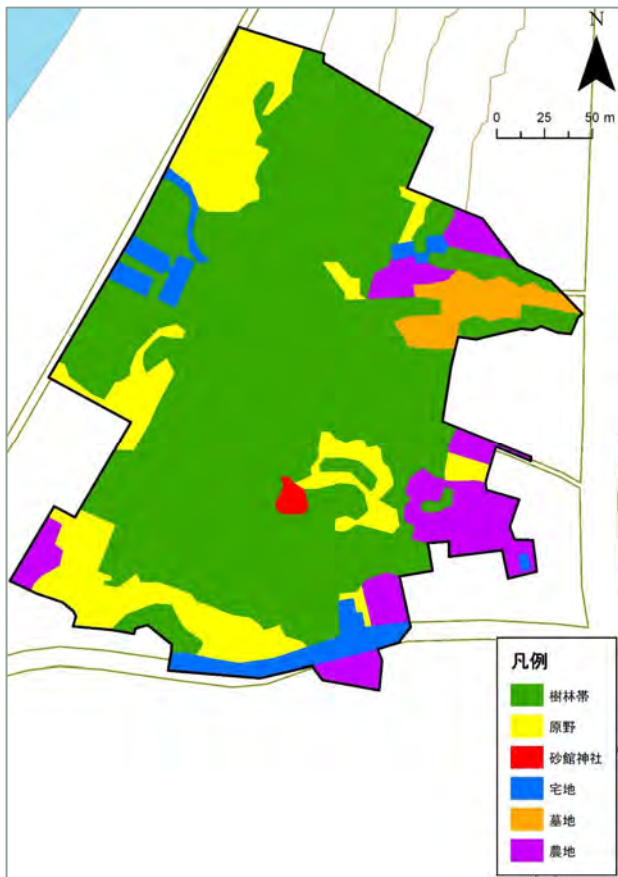


図 2-10 洲崎館跡 土地利用状況図

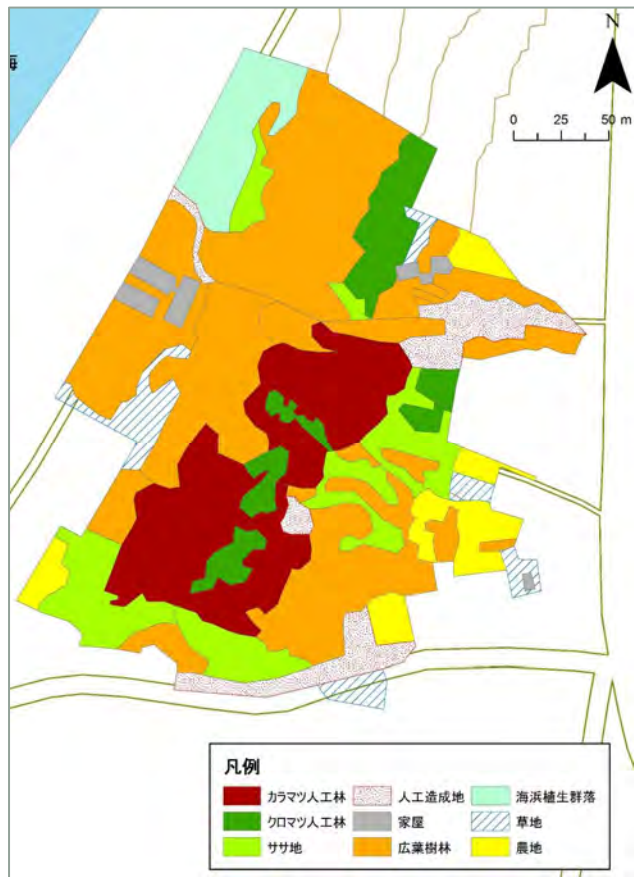


図 2-11 洲崎館跡 植生図

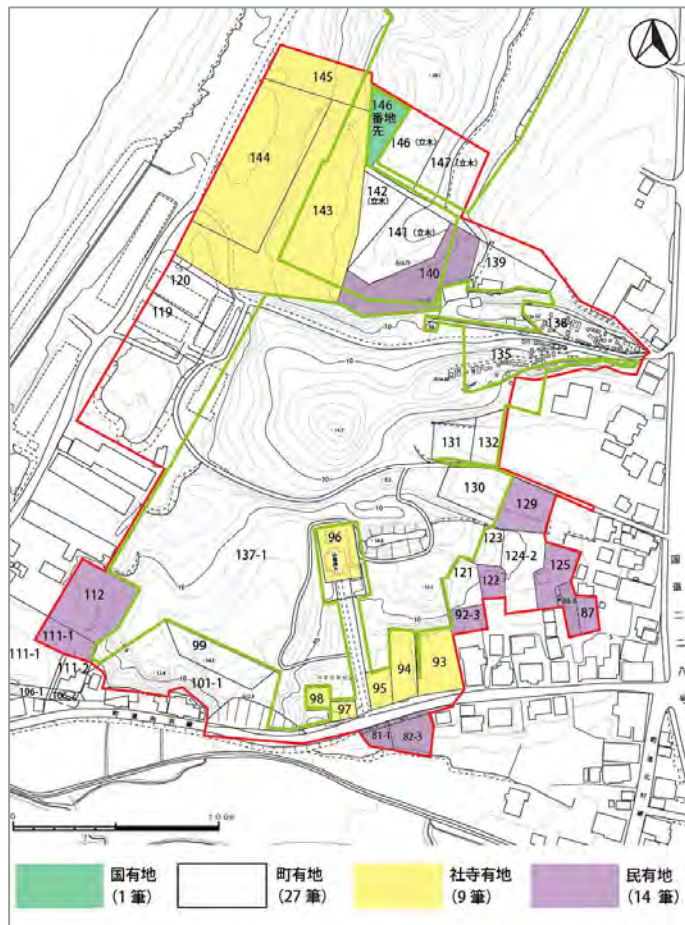


図 2-12 洲崎館跡 所有者区分図

凡 例	
	史跡指定範囲
	保安林指定区域
	国有地 437.00 m ²
	町有地 43,294.77 m ²
	社寺有地 9,204.90 m ²
	民有地 5,309.21 m ²
合 計	58,245.88 m ²

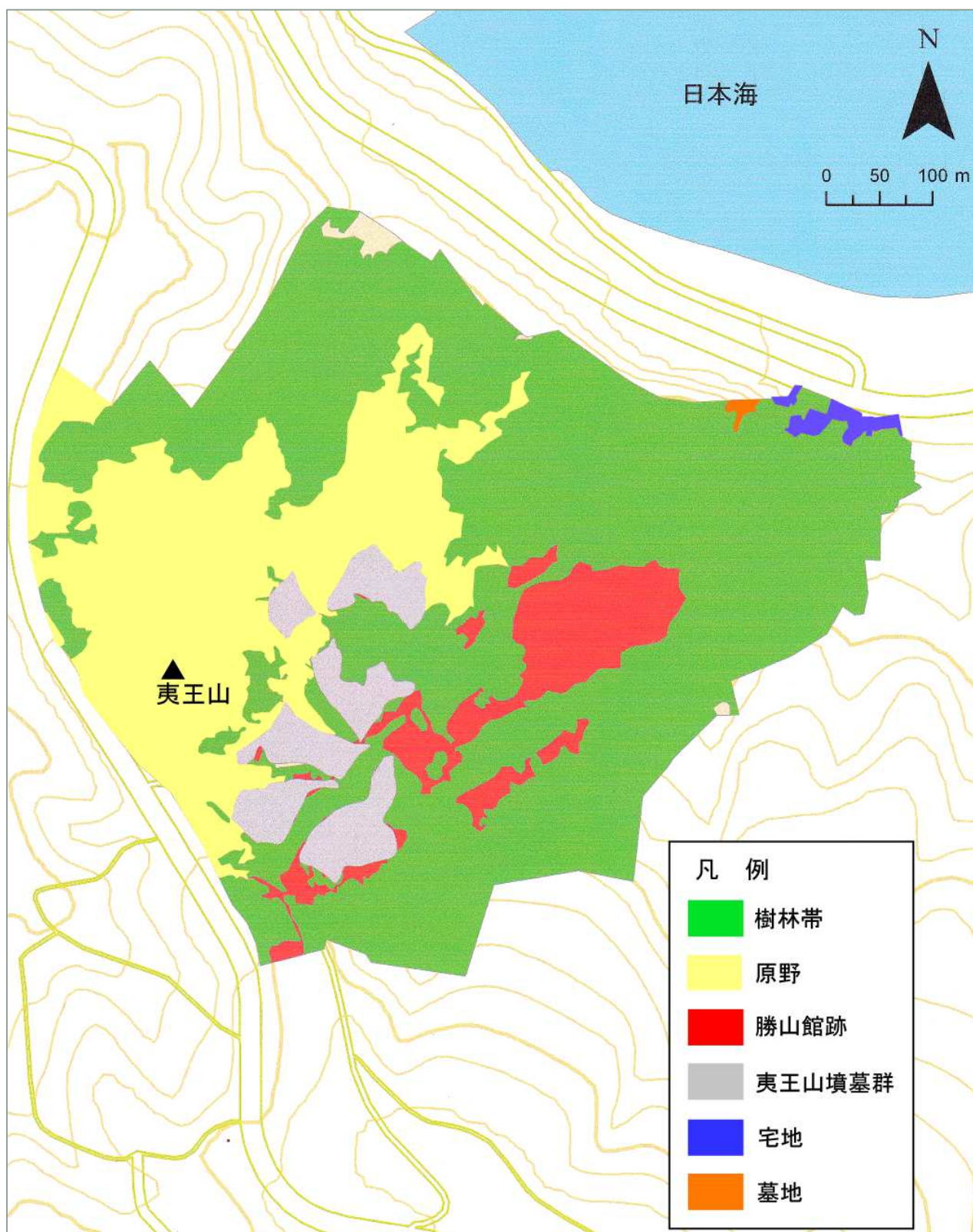


图 2-13 勝山館跡 土地利用状況図

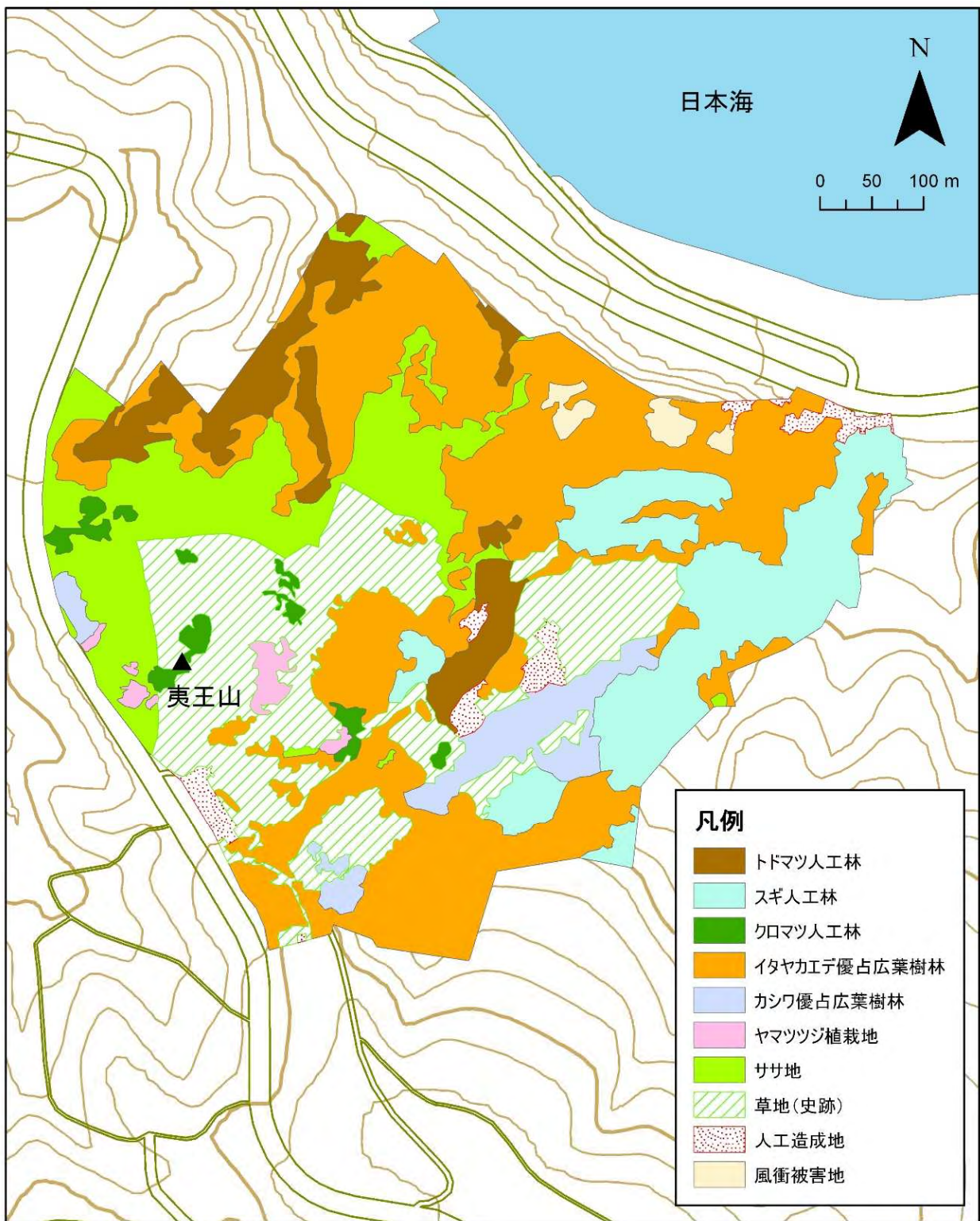


図 2-14 勝山館跡 植生図

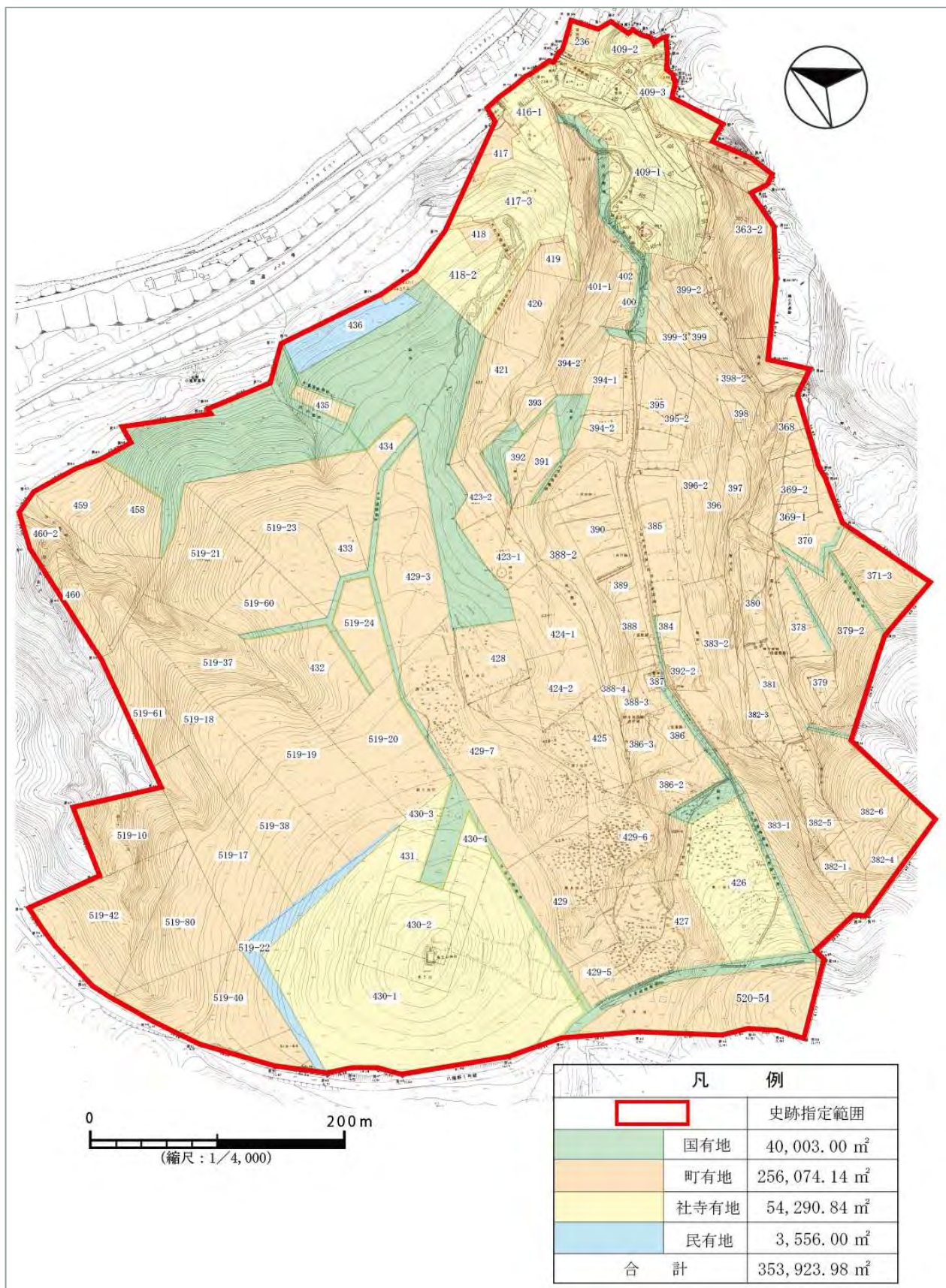


图 2-15 勝山館跡 所有者区分図

4. 交通アクセス

上ノ国町への交通アクセスは、自動車もしくはバスでの移動が主となっている。

- 札幌方面：JR 八雲駅または JR 新函館北斗駅で江差ターミナル行きバスに乗り換え、終点でさらに上ノ国方面行きのバスに乗り換え。
- 函館方面：JR 函館駅から、木古内駅（バス・鉄道利用）または江差ターミナル（バス）経由。
- 青森・東京方面（新幹線）：JR 木古内駅で江差病院前行きバスに乗り換え。
- 函館空港：JR 函館駅までバスで移動し、木古内駅（バス・鉄道利用）または江差ターミナル（バス）経由。
- 木古内駅：函館バス（江差木古内線）でバス停「大留」で下車。

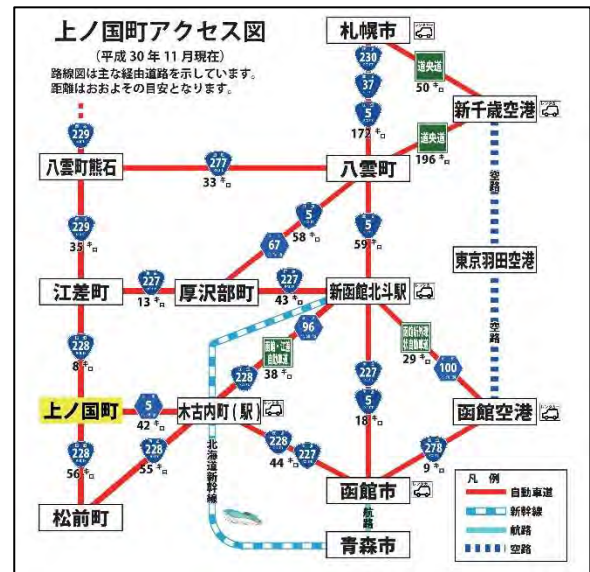


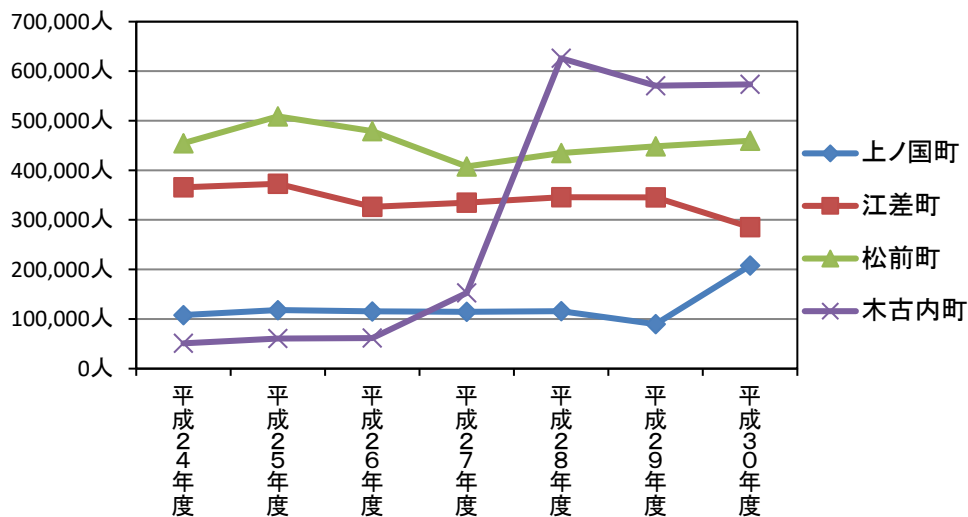
図 2-16 上ノ国町へのアクセス図

5. 観光

上ノ国町の観光客が来訪する主な施設は、勝山館跡の近郊に道の駅「上ノ国もんじゅ」、「夷王山キャンプ場」である。平成 24～30 年度（2012～2018）の上ノ国町及び近隣町における観光入込者数をグラフ 2-4 に示した。上ノ国町では、道の駅「上ノ国もんじゅ」のリニューアルによって平成 30 年度（2018）の観光入込者数が増加している。

平成 28 年（2016）3 月には、北海道新幹線新青森～新函館北斗が開業したものの、駅が設置された木古内町を除いた上ノ国町、江差町、松前町では観光入込客数にあまり変化はみられない。

一方、道南屈指の観光地である函館市では平成 30 年度（2018）の観光入込者数が約 526 万人となり、近隣市町と比較して圧倒的な多さとなっている。そのうち、訪日外国人宿泊客数は約 55 万人で、台湾からの観光客が 47.1%と半数近くを占めている。



グラフ 2-4 平成 24～30 年度観光客入り込み調査（北海道松山振興局発表）

6. 文化財施設の入込者数

上ノ国町には、勝山館跡ガイダンス施設と重要文化財旧笹浪家住宅、中学校の廃校舎を利用した町内文化財の展示・収蔵及び整理作業を行う上之国館調査整備センターの3つの文化財施設が所在する。勝山館跡ガイダンス施設と重要文化財旧笹浪家住宅は、4月上旬～11月上旬に開館し、入館者の8割以上が町外の観光客となっている。

上之国館調査整備センターは、主に勝山館跡ガイダンス施設と重要文化財旧笹浪家住宅が閉館する冬期間に児童及び生徒が総合学習等で利用している。文化財施設の入込者数は、平成26年度（2014）と平成28年度（2016）に函館発着の周遊バス（函館バス主催）が勝山館跡ガイダンス施設と重要文化財旧笹浪家住宅に停車したことで見学者が増加している。

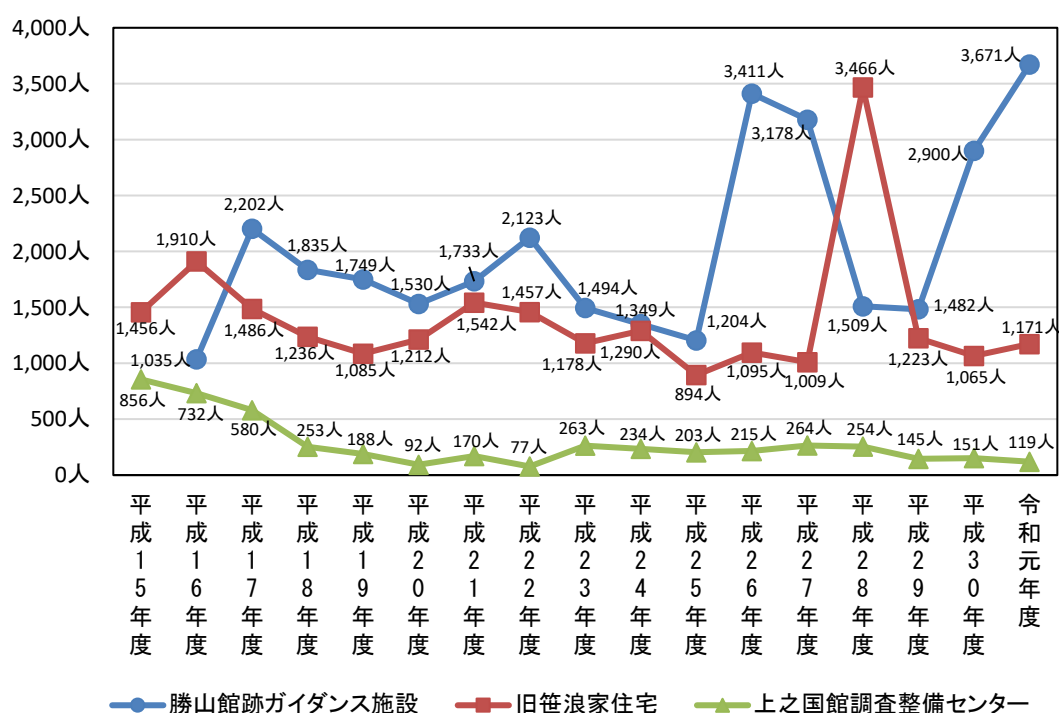
また、平成29年（2017）4月6日には勝山館跡が続日本100名城（公益財団法人日本城郭協会）に選定され、翌年からスタンプラリーが実施されたことで、本州方面からの山城ファンが勝山館跡ガイダンス施設に多く訪れている（グラフ2-5）。



写真 2-13 勝山館跡ガイダンス施設



写真 2-14 重要文化財旧笹浪家住宅主屋



グラフ 2-5 平成15～令和元年度文化財施設入館者数

第4節 土地利用の規制と行為の制限

史跡指定地内は、文化財保護法（昭和25年5月30日法律第214号）が適用され、現状変更等行為の制限が定められている。そのほか、次に掲げる法律によって土地の利用規制や行為の制限等が規定されている。

1) 農地法（昭和27年7月15日法律第229号）及び農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年7月1日法律第58号）

史跡指定地および計画対象範囲、ミュージアム整備位置候補エリアの一部は、農業振興地域の整備に関する法律に定める農業振興地域とされ、さらに農用地区域においては農地法の適用を受け、行為の制限が定められている。

2) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年7月1日法律第57号）

旧笹浪家住宅（主屋）周辺から町指定有形文化財の清浄寺本堂に至る上ノ国市街地後背の急傾斜地は、同法第3条の規定に基づき急傾斜地崩壊危険区域に指定されており、その一部は史跡指定地に重なる。

また、危険区域として指定されていないが、上國寺本堂西側の急傾斜地や花沢館跡西方の花沢の沢川とオナミ沢川に挟まれた小尾根部、東側の岩田の沢川付近が急傾斜地崩壊危険箇所として把握されている。

3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年5月8日法律第57号）

勝山館跡指定地内の八幡宮の沢川（宮の沢川）とカドコノ沢川（ホド長根の沢川）及び花沢館跡指定地内の花沢の沢川は、土石流危険渓流として土砂災害警戒区域に指定されている。また、指定地外ではあるが花沢館跡東方の岩田の沢川、西方のオナミ沢川も土石流危険渓流として指定されている。

4) 森林法（昭和26年6月26日法律第249号）

洲崎館跡の大部分が防風・飛砂防備、保健保安林に指定され、また勝山館跡指定地内の寺ノ沢川流域の一部が土砂流出防備保安林に指定されている。指定地外であるが、花沢館跡西方のオナミ沢川流域が土砂流出防備保安林に指定されている。その他、史跡指定地には地域森林計画対象民有林が一部存置している。

5) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年7月12日法律第88号）

勝山館跡指定地の大半が、鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき、鳥獣保護区として指定されている。

6) 北海道立自然公園条例（昭和33年4月1日北海道条例第36号）

勝山館跡指定地の全域が北海道立自然公園条例第3条の規定により、昭和35年（1960）4月20日に檜山道立自然公園夷王山地域（普通地域）に指定されている。指定面積は830haである。

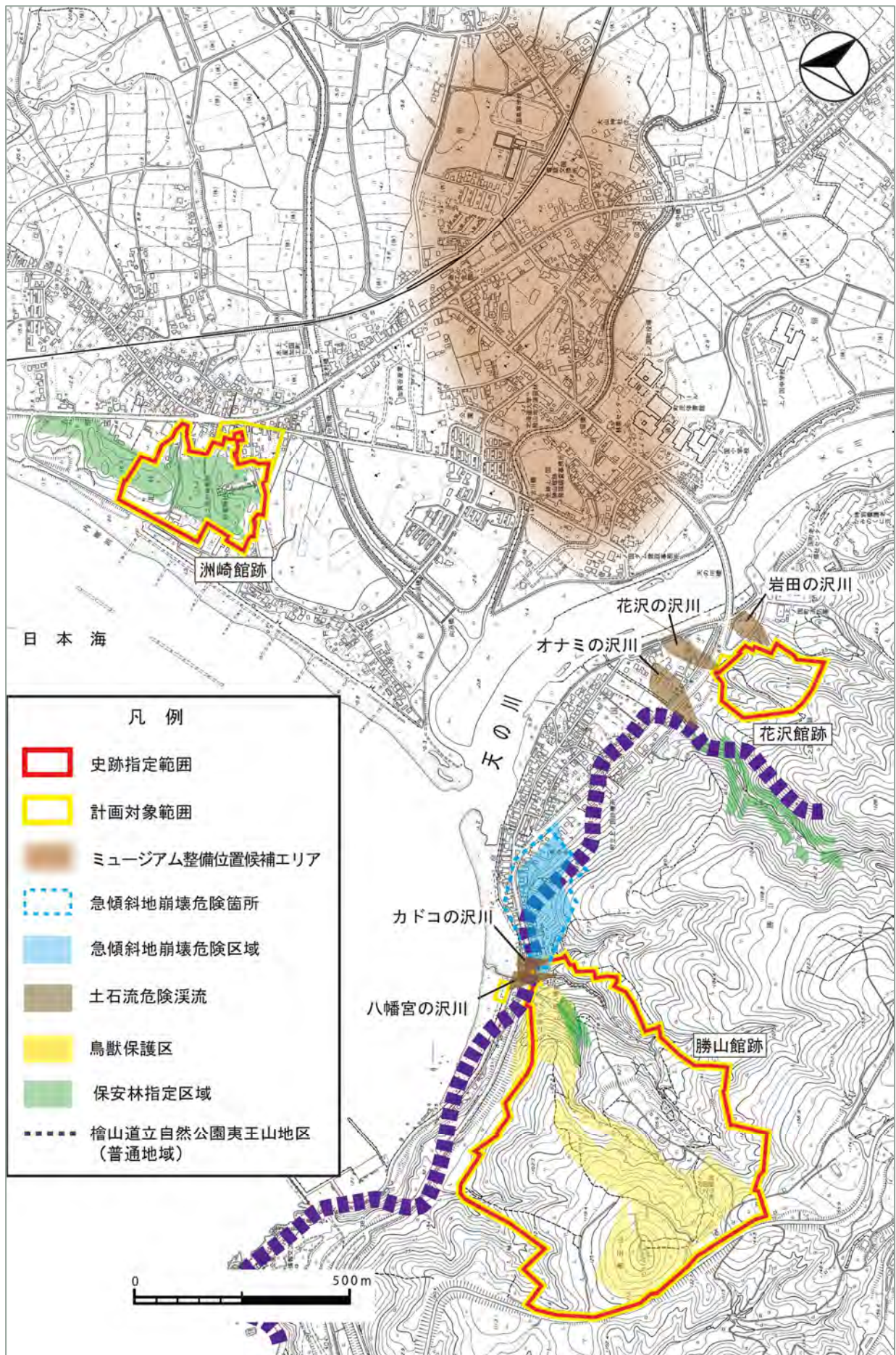


図 2-17 史跡上之国館跡 法令規制範囲